

消費者契約法の一部を改正する法律案（仮称）骨子（案）

第1 目的

消費者が消費者契約の取消しや消費者契約の条項の無効を主張できる場合を典型的に定めた消費者契約法が平成13年から施行され、消費者の被害救済が個別的・事後的に図られている。しかしながら、こうした個別的・事後的救済にとどまるのでは、同種の消費者被害の発生又は拡大を阻止し、個々の被害者を救済するには限界がある。平成16年改正後の消費者基本法においては、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利として位置づけられていることをも踏まえるならば、救済・予防の早期化・実効化を図るための諸施策を講ずる必要がある。

このため、消費者の被害の防止及び救済のための活動に努めることをその責務とする適格消費者団体に対し、消費者被害に係る差止めの請求及び損害賠償等の請求を認めること等を内容とする法整備を行い、消費者の利益の一層の擁護及び増進を図ることとする。

（注）適格消費者団体とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

第2 適格消費者団体

1 登録

適格消費者団体の登録を受けようとする者は、内閣総理大臣に登録の申請をしなければならない。

2 登録簿への登録

内閣総理大臣は、1の登録の申請があったときは、3により登録を拒否する場合を除くほか、一定の事項を適格消費者団体登録簿に登録して、その登録をしなければならない。

内閣総理大臣は、適格消費者団体登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 登録の拒否

内閣総理大臣は、申請者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

法人でない者

消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的としない法人
営利を目的とする法人

定款又は業務規程の規定が法令に適合しない法人

差止請求関係業務及び損害賠償等請求関係業務^(注)を遂行するために必要と認められる政令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

(注) 差止請求権又は損害賠償等請求権の行使並びに消費者被害情報の収集及び判決内容等の情報提供の業務

差止請求関係業務及び損害賠償等請求関係業務を政令で定める基準に達しない人的構成により行う法人

理事に占める「特定の事業者の関係者」又は「同一業界関係者」の割合がそれぞれ3分の1又は2分の1を超える法人

暴力団等の反社会的存在が排除されていない法人その他欠格事由に該当する法人

4 登録の更新

適格消費者団体の登録は、年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 差止請求関係業務及び損害賠償等請求関係業務の実施に係る義務

適格消費者団体は、業務の遂行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

差止請求権を、自己又は第三者の不正な利益を図ることを目的として行使してはならない。

損害賠償等請求関係業務を、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

他の適格消費者団体と相互の連携協力を努めなければならない。

訴えの提起等の主要な行為について、他の適格消費者団体に通知するとともに内閣総理大臣に報告しなければならない。

情報管理及び秘密保持に関する義務を遵守しなければならない。

差止請求関係業務又は損害賠償等請求関係業務に従事する者は、相手方の請求に応じ氏名、役職等を明らかにしなければならない。

判決内容等の消費者への情報提供に努めなければならない。

訴訟費用、間接強制金及び損害賠償金等を除き、差止請求権又は損害賠償等請求権の行使につきその相手方から金銭等の財産上の利益を受けてはならない。

(受領した間接強制金は差止請求関係業務に、損害賠償金は被害者への分配に充てる必要)

6 情報開示

適格消費者団体は、事業報告書、財務諸表、寄附金の明細など所要の事項の情報開示をするとともに、情報開示に係る書類を内閣総理大臣に提出しなければならない

い。

7 登録の取消し

内閣総理大臣は、適格消費者団体が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて差止関係請求業務及び損害賠償等請求関係業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 3の から まで又は に該当するに至ったとき。
- この法律に基づく命令に違反したとき。
- 不正の手段により登録を受けたとき。

8 その他

内閣総理大臣は、適格消費者団体に対する報告徴収及び立入検査、適合命令・改善命令等の監督措置を講ずることができる。

適格消費者団体は、業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

第3 差止請求関係

1 差止請求権

適格消費者団体は、事業者が次のいずれかを現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の差止請求をすることができる。

消費者契約法第4条第1項から第3項までに規定する勧誘行為

消費者契約法第8条から第10条までに規定する消費者契約の条項を含む契約の意思表示

民法第90条の規定により無効とされる消費者契約の条項を含む契約の意思表示

詐欺行為又は強迫行為を含む事業者が消費者契約の締結についてする勧誘行為

又は の意思表示を行うことを推薦し、又は提案する行為

(注) から までの「消費者契約」とは、消費者契約法に規定する「消費者契約」と同様であり、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

(注) 又は の不当勧誘行為については事業者若しくは受託者等又はこれらの代理人を相手方とし、 又は の不当条項については事業者又はその代理人を相手方として、当該相手方に応じた内容の差止請求をすることができることとする。

2 差止めの訴え

原則として民事訴訟法の規定に従いつつ、本制度の特色を踏まえ、次のような規定を整備する。

適格消費者団体は、事業者に対し書面による事前の請求をし、その書面の到達時から一定期間経過後でなければ、差止めの訴え（仮処分命令の申立てを含む。）を提起することができない（事業者が当該書面による請求を拒んだときを除く。）。

差止めの訴えは、訴額の算定については財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

管轄について、民事訴訟法第5条の特別裁判籍として、事業者の営業所等の所在地及び1の行為地の管轄を認める。

移送の規定を整備する。

間接強制金の支払額の算定に当たっての考慮事項を定める。

第4 損害賠償等請求関係

1 裁判所の許可

適格消費者団体は、共同の利益を有する多数の消費者の被害の救済を図るため、裁判所の許可を受けて、自己の名をもって、損害賠償等の訴え（消費者が消費者契約に基づき事業者に対して有する金銭債権について、その給付を求める訴え）を進行することができる。

裁判所は、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認める場合に限り、の許可をすることができる。

ア 当該損害賠償等の訴えの目的が、共同の利益を有する多数の消費者の有する権利に係るものであること。

イ 当該適格消費者団体が、共同の利益を有する多数の消費者を適切に代表すると認められること。

ウ 損害賠償等の訴えによらなければ各消費者の権利の実現が困難であること。

裁判所は、の許可をする場合においては、構成員（注）の範囲等を定めなければならない。

（注）当該消費者団体が代表しようとする消費者

裁判所は、の許可の決定が確定したときは、適格消費者団体の名称、構成員の範囲、除外申出ができること、除外申出をした者を除き構成員に判決の効力が及ぶこと等を公告しなければならない。

構成員の範囲に属する者は、除外申出期間内に、裁判所に対して、除外の申出をすることができる。

2 損害賠償等の訴え

原則として民事訴訟法の規定に従いつつ、本制度の特色を踏まえ、次のような規定を整備する。

損害賠償等の訴えは、訴額の算定については財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

裁判所は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べをすることができる。
適格消費者団体は、訴えの取下げ、訴訟上の和解又は請求の放棄をするについては、裁判所の許可を受けなければならない。

判決書には、構成員の範囲を記載しなければならず、判決の効力は、除外申出をした者を除き構成員の範囲に属する者に及ぶ。

3 配当

適格消費者団体は、損害賠償等の訴えに係る金銭の給付を受けたときは、配当計画に基づき配当を行わなければならない。

適格消費者団体は、配当を行おうとするときは、配当計画を作り、裁判所の認可を得なければならない。

配当計画には、構成員の範囲、配当の基準、債権の届出に関する事項等を記載しなければならない。

裁判所は、配当計画を認可したときは、その旨を公告しなければならない。

配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、独立行政法人国民生活センターに交付する。

適格消費者団体は、配当を終了したときは、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

第5 その他

その他次のような規定を整備する。

内閣総理大臣は、消費者被害の防止及び救済に資するため、差止請求及び損害賠償等請求に係る判決等（裁判外の和解を含む。）の概要等について、インターネットの利用その他適切な方法で速やかに公表するとともに、本制度の周知を行う。独立行政法人国民生活センターと連携してこれを行う。

国民生活センターや地方公共団体は、消費生活相談情報（P I O - N E T 情報）を一定限度内で適格消費者団体に提供することができる。

国及び地方公共団体は、適格消費者団体が差止請求関係業務又は損害賠償等請求関係業務を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

適格消費者団体は、これを特定の政党又は政治的目的のために利用してはならないこととする。

所要の罰則を整備する。